

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三条の三第九項の規定によつて、福山港港湾計画の変更の概要を次のとおり公告する。

平成三十年三月二十九日

福山港港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

一 港湾計画の変更の概要

平成十年四月十六日付け広島県報によつてその概要を公告した福山港港湾計画について変更した事項は、次のとおりである。

1 公共埠頭計画

地区名	施設及び規模
箕 島	岸壁 水深一三メートル 延長二六〇メートル 一バース 岸壁 水深七・五メートル 延長五二〇メートル 四バース 岸壁 水深五・五メートル 延長四五〇メートル 五バース 埠頭用地 一三ヘクタール（荷さばき施設用地及び保管施設用地）
箕 沖	岸壁 水深二二メートル 延長二四〇メートル 一バース 岸壁 水深二二メートル 延長二五〇メートル 一バース 岸壁 水深一〇メートル 延長一七〇メートル 一バース 埠頭用地 一八ヘクタール（荷さばき施設用地及び保管施設用地）

2 水域施設計画

地区名	施設及び規模
分岐航路	福山分岐航路 水深一メートル 幅員三〇メートル (うち幅員二〇メートルは水深一三メートル)
箕 島	泊地 水深一三メートル 四ヘクタール 泊地 水深七・五メートル 航路・泊地 水深一三メートル 一九ヘクタール 航路・泊地 水深一メートル
箕 沖	泊地 水深二二メートル 二ヘクタール 泊地 水深二二メートル 一ヘクタール 泊地 水深一〇メートル 航路・泊地 水深二二メートル 三七ヘクタール 航路・泊地 水深一〇メートル

3 廃棄物処理計画

地区名	施設及び規模
箕 沖	海面処分用地 三三ヘクタール 海面処分・活用地 五ヘクタール
田 尻	海面処分用地 一七四ヘクタール

4

土地造成計画

地区名	施設及び規模
箕島	埠頭用地 一ヘクタール
箕沖	埠頭用地 五ヘクタール 交通機能用地 一ヘクタール 海面処分用地 三三ヘクタール

5

土地利用計画

地区名	施設及び規模
箕島	埠頭用地 一三ヘクタール 港湾関連用地 一一ヘクタール 交通機能用地 四ヘクタール
箕沖	埠頭用地 一八ヘクタール 港湾関連用地 一ヘクタール 工業用地 一三一ヘクタール 都市機能用地 五ヘクタール 交通機能用地 三ヘクタール 危険物取扱施設用地 一八ヘクタール 海面処分用地 三三ヘクタール

6

国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設

地区名	施設及び規模
分岐航路	福山分岐航路 水深一メートル 幅員三〇メートル (うち幅員二〇メートルは水深一三メートル)
箕島	岸壁 水深一三メートル 一バース 延長二六〇メートル 泊地 水深一三メートル 四ヘクタール 航路・泊地 水深一三メートル 面積一九ヘクタール
箕沖	岸壁 水深一二メートル 一バース 延長二四〇メートル 岸壁 水深一二メートル 一バース 延長二五〇メートル 泊地 水深一二メートル 三ヘクタール 航路・泊地 水深一二メートル 面積三七ヘクタール

7

大規模地震対策施設

地区名	施設及び規模
箕島	岸壁 水深七・五メートル 一バース 延長一三〇メートル
箕沖	岸壁 水深一二メートル 一バース 延長二五〇メートル

二 港湾計画の縦覧の場所

広島県土木建築局港湾漁港整備課（広島市中区基町一〇番五二号）